

畜産とくトク情報

平成23年10月7日（通算第152号）

問い合わせ先長野県庁

園芸畜産課 電話 026-235-7233

飼養に係る衛生管理の状況等に関する定期報告について

家畜伝染病予防法の改正に伴い、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養者は、毎年、家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する事項について、家畜保健衛生所を経由して、都道府県知事に報告することが平成23年10月1日より義務付けられました。

対象家畜の飼養者は頭羽数に関係なく報告をお願いします。

※1 平成23年分は、10月1日時点における、家畜の種類、頭羽数、畜舎及びふ卵舎の数を、平成23年12月15日までに、家畜保健衛生所へ定期報告書の提出をお願いします。

平成24年分以降は表中の報告期限と報告事項の報告書の提出をお願いします。

飼養衛生管理基準が定められた家畜	報告期限(※1)
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのしし	毎年4月15日まで
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	毎年6月15日まで
飼養頭羽数の基準	
牛、水牛及び馬	1頭
鹿、めん羊、山羊、豚及びいのしし	5頭
鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥及び七面鳥	99羽
だちょう	9羽
飼養頭羽数の基準を超える飼養者の報告事項（毎年2月1日時点）	
①飼養している家畜の種類及び頭羽数	
②畜舎及びふ卵舎の数	
③飼養衛生管理基準の遵守状況	
④飼養衛生管理基準を遵守するための措置の状況	
飼養頭羽数の基準以下の飼養者の報告事項（毎年2月1日時点）	
①飼養している家畜の種類及び頭羽数	
定期報告様式	
別途、家畜保健衛生所から配布	



異常の通報
はこちらへ

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439
上田支所	0268-23-1630	松本	0263-47-3223
伊那	0265-72-2782	長野	026-226-0923

家畜伝染病予防法の改正に伴う、疑問・質問は担当家畜保健衛生所までお問い合わせください。